

(総務課関係)

1. 総合的な少子化対策の推進について

(1) 児童福祉法・次世代育成支援対策推進法等の見直しの検討について

政府においては、官房長官の下に設置された『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議において、昨年2月より総合的な少子化対策について検討を進めてきたところであり、昨年12月には、「就労」と「結婚・出産・育児」の二者択一状況を解決するために、「働き方の改革による仕事と生活調和の実現」と「新たな次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする重点戦略をとりまとめたところ。

この重点戦略を踏まえ、新たな次世代育成支援対策の枠組みについて速やかに検討を進めることとする一方、当面取り組むべき課題について、今通常国会に児童福祉法、次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出する準備を進めているところである。法案の主な内容としては、

- ・ 家庭的保育事業や、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援に関する事業の法定化
- ・ 養子縁組を前提としない養育里親制度の制度化など、要保護児童を家庭的な環境で養育する体制の充実
- ・ 次世代育成支援対策推進に基づく地域行動計画について、行動計画策定指針において、保育等のサービスについての参酌標準を設けるといった事項が盛り込まれる予定である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容(案)

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け(平成21年4月施行)

- 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
- また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業(仮称)について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け(平成22年4月施行)

- 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であつて、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の住宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
- 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
- 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年1月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業(仮称)の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備(平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

(1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内に施行)

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、家庭的保育者(市町村が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定めるもの者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

～事業開始時～

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(※事後)
(事業開始から1ヶ月以内)

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、検査が可能

都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

～事業開始時～

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

～事業開始後の指導監督～

都道府県知事は、必要と認める事項の
報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分違反した場合
 - ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合
- 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている（行動計画策定指針）。

後期行動計画については、ニーズ調査の結果や、①仕事と生活の調和憲章及び行動指針（数値目標等）、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の内容として、②女性の就業率の上昇を含めた中長期的な需要動向を勘案した上での各市町村におけるサービス必要量を見込んだ計画的基盤整備や③利用者の視点に立った点検・評価等の新たな視点や、前期計画策定後の新規事業や制度の改正状況などを踏まえて、そうした内容に対応したニーズ調査を実施し、策定に向けた準備を進める必要がある。

また、策定に際しては、利用者満足度や成果指標など、サービスの利用者、子育て当事者、子育て支援団体等、市民が主体となって評価軸を考える仕組みを誘導し、行動計画の企画段階からの住民の参画を促進するなど多様な主体による参画・協働を進めていくことが重要である。

なお、前期計画策定時の例を参考に、関連資料に20年度及び21年度に想定されるスケジュールをお示ししているが、22年度からの後期計画施行を念頭に置くと、21年度は計画の改定作業が中心となるものと想定され、現状分析やニーズ調査の実施など準備的な作業については、平成20年度中に着手することが必要になってくるものと考えている。

厚生労働省としては、今後、計画策定の手引きや行動計画策定指針の改正作業を進めるとともに、社会保障審議会少子化対策特別部会における議論の内容等の新しい動向について、適宜情報提供するなど、自治体の計画改定作業に向けた支援を積極的に実施していくこととしている。

各都道府県におかれては、準備に遺漏がないようお願いするとともに、管内市町村への指導・支援について、特段のご配慮をお願いしたい。

(その他)

特定事業主行動計画については、次世代法の見直しにおいて、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況の公表義務化について準備中である。

一般事業主の取組を促進するためにも、国や地方公共団体が率先して対応していかなければならないものと考えているが、一部の市町村においては、特定事業主行動計画そのものが未策定の状況にもあることから、各都道府県におかれては、管内市町村への指導についても、併せてお願いしたい。

2. 地域の子育て支援の推進について

(1) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

20年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。

① 地域における仕事と生活の調和推進事業

子育て支援に関して、行政、子育て支援団体、子育て当事者のみならず、企業も含めて連携・協働を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に資する地域ぐるみの子育て支援に関する取組の企画・検討・実施、及び情報発信・PRを行った場合にポイントの配分を行うこととしている。

事業内容等については、別冊資料2のとおり予定しているので積極的な実施をお願いしたい。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性の向上を図る取組、地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等）が連携を図る取組を行った場合にポイントの配分を行うこととしている（別冊資料3）。

また、「地域における仕事と生活の調和推進事業」は平成20年度限りの事業、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は平成22年度までの3年間であるのでご承知願いたい。

なお、20年度も引き続き実施することとしている特定事業（生後4か月までの全戸訪問事業他4事業）、へき地保育事業及び家庭支援推進保育事業のポイントの変更は予定していない。

それ以外の具体的内容は、追って連絡させていただく。

各都道府県におかれては、管内市町村への周知等よろしく願いたい。

(2) 地域における子育て支援拠点の拡充について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、今通常国会に提出予定の児童福祉法等の一部を改正する法律案においては、地域子育て支援拠点事業について、一定の質を担保する仕組みを設けつつ、事業の普及促進を図っていくという趣旨で、法律上の事業として位置付けることとしている。

法案においては、児童福祉法改正に併せて、社会福祉法を改正し、第2種社会福祉事業に位置づけ、社会福祉法上の事業開始・指導監督等質の担保を図る規定や消費税等の非課税措置の対象とすることも予定しているところである。施行時期は、平成21年度からを予定している。

本事業については、国、都道府県、市町村が円滑な事業実施のためにそれぞれの役割や機能を効果的に活かし、連携・協力しながら推進を図っていく必要があるが、実施主体である市町村においては、場の確保、人材や団体の把握・育成、事業とのマッチングやコーディネート等に関する取組を推進し、地域のニーズに十分対応できるようにしていただきたい。

また、都道府県においても、管内市町村と連携・協力をしていただくとともに、人材の養成・資質向上や管内ネットワークの構築等のための取組を積極的に推進していただきたい。

加えて、本事業に関わるスタッフや地方自治体等関係者を対象とした全国及び地方セミナーを来年度も開催する予定であるが、本年度の状況をみると、行政関係者の参加が少なく、参加者からも行政関係者との意見交換等を望む声が多く聞かれたことから、こうした子育て支援関係の研修やセミナー等に積極的にご参加いただき、子育て支援の実情や現場ニーズの把握、関係者との交流等を密に行っていただきたい。

さらに、本事業については、全ての子育て家庭が歩いていける場所での設置に向けて推進しているところであり、今後、地域のニーズに対応できるよう設置数の計画的拡大や地域間格差の解消等、国としても積極的な支援を行っていくこととしており、今般、新たに法律上位位置付けられた事業とする法案の趣旨も踏まえ、各自治体におかれても積極的な取組をお願いしたい。

3. 児童虐待防止対策について

(1) 改正児童虐待防止法の施行等について

児童の安全確認等のための立入調査の強化等を内容とした「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、本年4月から施行される。改正法の規定に基づく厚生労働省令や改正法の関連通知については、3月中に速やかに公布又は通知する予定であり、現段階における厚生労働省令案及び関連通知案については別冊資料（1～6）のとおり、また、関連する事項については次のとおりである。

なお、これらを参照のうえ、児童相談所をはじめ関係機関等への周知及び指導を図るとともに、今後とも、子どもの安全確保を最優先とした迅速かつ適切な対応が可能となる体制整備をお願いする。

【児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について】

児童虐待への対応の中でも、保護者の支援について充実が求められており、改正法において、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定や、児童福祉施設及び里親への措置を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべきとする規定が新たに設けられたところである。

そのため、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項の明確化と措置解除の在り方についての基本的なルールを定めたものである。（別冊資料7）

【子ども虐待による死亡事例等の検証について】

重大な児童虐待事例について、国及び地方公共団体が分析（検証）する責務が設けられたことから、今後の地方公共団体における事例の検証作業のご参考となるよう、その基本的な考え方、検証の進め方等について定めたものである。（別冊資料8）

【医療ネグレクトへの対応等について】

保護者が児童に必要な医療を受けさせることを怠る「医療ネグレクト」の事例に関する取扱いや医療機関が妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握し、市町村に対し情報提供を行うための連携のあり方について明確化することについては、引き続き検討中である。

(2) 子どもを守る地域ネットワークの機能強化について

児童虐待防止については、児童相談所の体制整備とあわせて市町村体制の充実強化が必要である。

特に、児童虐待防止対策の要となる「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」（以下「地域ネットワーク」という。）の機能強化を図ることが重要となることから、次の取組をお願いする。

【子どもを守る地域ネットワークの設置促進】

市町村における児童虐待防止に向けたネットワークは、平成19年4月1日現在、84.1%の割合で設置されている。（うち、法定の地域ネットワークの設置割合は65.3%）

市町村の児童家庭相談体制を強化するため、地域ネットワークの未設置市町村において、一日も早く、遅くとも平成20年度中に設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む）されるよう、都道府県におかれては、未設置市町村に対し設置への要請を行うことや専任職員の配置など、格段の取組をお願いしたい。（別冊資料9）

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化学業の創設】

地域ネットワークが市町村の児童虐待対応の要として対応していくためには、調整機関職員や地域ネットワークの構成員の専門性強化を図るなど、地域ネットワークの機能強化を図っていく必要がある。

このため、平成20年度の次世代育成支援対策交付金において、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化学業」を創設し、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）職員の専門性向上を図るため、児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）等の受講を行う場合（以下「基本事業」という。）に交付金の対象事業としてポイント配分を行うこととしている。

さらに、この基本事業の実施に加えて、地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組、地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等）が連携を図る取組を実施した場合、加算ポイントの配分を行うこととしている。（別冊資料10）

都道府県におかれては、管内市町村が積極的に取り組まれるよう、格段の協力をお願いしたい。

また、調整機関職員の児童福祉司任用資格の取得促進を図るため、都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」（児童虐待・DV対策等総合支援事業）において、調整機関職員等の市町村職員も対象とすることとしたものである。

については、都道府県におかれては、この研修（講習会）を積極的に開催するとともに、調整機関職員の研修受講について格段の御協力をお願いしたい。（別冊資料11）

なお、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書等を踏まえ、児童福祉法等の一部改正法案を国会に提出すべく準備を進めており、その内容として、生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業の法定化や地域ネットワークの機能強化を図るための措置を講じることを検討している。

（3）児童相談所等の体制強化について

本年4月から施行される改正法において、児童相談所の役割と責務は、従来よりも増して重要となっている。

国としても、その体制強化のため、次のような支援を行うこととしている。

【平成20年度地方交付税措置について】

児童虐待防止法が制定された平成12年以降、各自治体は児童福祉司の増員を行い、平成19年4月現在2,263名の配置と、体制強化が図られてきたものの、虐待対応件数の伸び率はこうした体制強化を上回る勢いとなっている。また、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告対象の拡大等により、相談件数の増加とともに、保護者との対立などに悩む職員のバーンアウトも増加しているところである。

このような現状から、児童福祉司等の職員の増員については、各都道府県・関係団体より強く要望されているものの、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより、増員措置が厳しい状況であるが、今般、平成20年度地方交付税措置においても、児童福祉司1名分（人口170万人あたり：平成18年度25人→平成19年度28人→平成20年度29人）の経費が充実される見込みであるので、各自治体におかれては、一層必要な人員体制の確保に努めていただき、児童相談所の体制強化に努めていただきたい。

なお、一部の自治体においては、児童福祉司が知的障害者福祉司や身体障害者福祉司を兼務し、障害児と障害者の相談事業（判定業務や手帳交付事務等）を統合した「障害関係相談所」などにおいて相談事業を行うといった取組を進めており、児童福祉司の増員措置への対応に当たっては、こうした地方交付税で措置されている知的障害者福祉司や身体障害者福祉司の措置人員を活用するなどの柔軟な対応も考えられる。

【平成20年度予算案について】

児童相談所一時保護所については、虐待件数の増加とともに、保護人員、保護日数ともに年々増加している傾向にあり、特に都市部を中心に定員を超過して保護している状況が引き続き見受けられるところであり、一時保護所の定員不足の解消も喫緊の課題である。

こうした状況を解消するため、平成20年度予算(案)においては、一時保護委託を推進するため、従来の児童養護施設等に加え、新たに障害児施設も児童相談所からの一時保護を受託した場合に事務費(措置費)を支弁することとしている。

また、今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしており、各自治体においては早急に一時保護所の定員不足の解消等に努められたい。

なお、緊急整備計画策定の対象となる自治体を把握するための調査については後日行う予定であるので御了知願いたい。(別冊資料12)

【平成20年度「要保護児童対策模範事業表彰」について】

昨年より実施することとなった「要保護児童対策模範事業表彰」については、各自治体における、児童虐待、非行などの要保護児童対策の一層の向上を図るため、児童相談所及び市町村関係機関(要保護児童対策地域協議会又はその構成機関をいう)が行う、先駆的・独創的で、かつ、他の児童相談所や市町村関係機関の模範となるような取組を行う団体について表彰を行い、全国の児童相談所や市町村における要保護児童対策の向上を図ることを目的とするものである。

平成20年度においても引き続き実施するので、各自治体においては先駆的な取組等を行う団体等の積極的な推薦をお願いしたい。(〆切：平成20年4月末日)

なお、実施通知については後日発送する予定である。(別冊資料13)

【社会的養護専門委員会の報告書を踏まえた対応】

社会的養護体制の充実・強化については、昨年11月、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書にとりまとめられたところであるが、児童相談所に関しては、アセスメント機能の充実・強化を図ることとされており、今後検討を進めていくこととしている。また、同報告書では、児童相談所が行う保護者指導を一定の要件を満たす機関にも委託できることとするとともに、委託機関の一つである児童家庭支援センターについては、施設に附置されている場合だけでなく、一定の要件

を満たすNPO等も設置を可能とすることとされており、これを踏まえ法改正を行うことを予定している。

(4) 児童相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度においては、

- ①児童相談所内において指導的立場にある者を対象とした研修の充実
 - ②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」の講師や企画立案に携わる研修指導者の養成研修を創設
 - ③児童虐待対応を行っている市町村の調整機関職員等の更なる専門性を向上させるための「地域虐待対応アドバンス研修」の創設
- を行ったところである。（別冊資料14～16）

これらを踏まえて、管内市町村にも周知を図るなど、積極的に研修を受講するようお願いする。

(5) 啓発活動について

平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な啓発活動を実施している。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府公報を活用した各種媒体（テレビ、新聞、雑誌等）による広報啓発などを行うほか、全国フォーラムを11月2日（日）～3日（祝）に滋賀県大津市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、子どもの虐待防止に向けた「オレンジリボン・キャンペーン」の取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」（児童育成事業推進等対策事業）の優先採択としており、現在、平成20年度の協議を受け付けているところであり、積極的に協議を行われたい。（※切：平成20年2月末）

なお、児童虐待防止月間（11月）を中心に実施されるオレンジリボン・キャンペーンについては、里親月間（10月）を中心に実施される里親委託の推進に向けた普及啓発のための取組と連携して実施するなど、双方の取組が効果的に実施されるよう考慮されたい。

4. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 整備量の確保について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に従い、地域の実情に応じた次世代育成支援対策に資する児童福祉施設等の施設整備を支援するため、平成19年度補正予算として約5.1億円、平成20年度予算案において約1.37億円の合計約1.88億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保したところである。

② 平成19年度補正予算について

平成19年度補正予算においては、児童福祉施設における児童の安全確保の観点から耐震化の促進を図るため、耐震改修の施設整備に要する費用として約5.1億円を計上し早急に整備を図ることとしたところである。

③ 平成20年度予算案について

平成20年度予算案においては、保育所待機児童解消を図る整備、児童養護施設等の小規模ケア化を図る整備などを推進するため、約1.37億円計上したところである。平成19年度及び平成20年度の整備に当たっては、平成19年12月21日付け事務連絡で既にお願ひしているところであるが、平成19年度補正予算において平成20年度協議予定の積極的な前倒し執行を行うなど、全体として必要な整備が図られるよう格段のご配慮をお願いする。

④ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。